

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成27年7月8日
【会社名】	ジャパンパイル株式会社
【英訳名】	JAPAN PILE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒瀬 晃
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋浜町二丁目1番1号
【電話番号】	03(5843)4192
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理担当役員 磯野 順幸
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋浜町二丁目1番1号
【電話番号】	03(5843)4192
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理担当役員 磯野 順幸
【縦覧に供する場所】	ジャパンパイル株式会社中部支店 (名古屋市東区東桜一丁目14番11号(DNI東桜ビルディング)) ジャパンパイル株式会社関西支店 (大阪市中央区高麗橋一丁目6番10号(豊田日生北浜ビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第10回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 吸収分割契約承認の件

平成27年10月1日付をもって、当社が営む一切の事業（ただし、海外事業及びグループ全体の運営に関する事業を除く。）を当社の100%子会社であるジャパンパイル分割準備株式会社（平成27年10月1日付をもって、「ジャパンパイル株式会社」に商号変更予定）に吸収分割により承継させる。

第2号議案 定款一部変更の件（1）

純粋持株会社体制への移行に伴い商号及び事業目的に所要の変更を行う。なお、本変更は平成27年10月1日に効力が生ずるものとする。

第3号議案 定款一部変更の件（2）

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条及び第35条の一部の変更を行う。なお、第27条の変更については、各監査役の同意を得ている。

第4号議案 取締役13名選任の件

取締役として、黒瀬晃、新谷岳史、磯野順幸、小寺浩二、馬場修身、大越正彦、吉村洋、重松徹、Phan Khac Long、井上俊郎、渡邊顯、白賀洋平及び上前修を選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、前田正宏を選任する。

第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈件

監査役を退任する齋藤彰一に対し、在任中の労に報いるため、退職慰労金を贈呈する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	268,111	3,091	507	(注)1	可決(98.55%)
第2号議案	270,982	188	539	(注)1	可決(99.61%)
第3号議案	270,933	269	507	(注)1	可決(99.59%)
第4号議案					
黒瀬 晃	264,616	6,560	533		可決(97.27%)
新谷 岳史	265,580	5,596	533		可決(97.62%)
磯野 順幸	265,570	5,606	533		可決(97.62%)
小寺 浩二	265,585	5,591	533		可決(97.63%)
馬場 修身	265,585	5,591	533		可決(97.63%)
大越 正彦	265,585	5,591	533		可決(97.63%)
吉村 洋	265,572	5,604	533	(注)2	可決(97.62%)
重松 徹	265,585	5,591	533		可決(97.63%)
Phan Khac Long	265,542	5,634	533		可決(97.61%)
井上 俊郎	269,143	2,033	533		可決(98.93%)
渡邊 顯	265,125	6,051	533		可決(97.46%)
白賀 洋平	231,004	40,172	533		可決(84.91%)
上前 修	270,476	700	533		可決(99.42%)
第5号議案					
前田 正宏	270,860	344	505	(注)2	可決(99.56%)
第6号議案	184,691	86,513	505	(注)3	可決(67.89%)

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上